# 広島県困難な状況にある女性の支援計画

令和６(2024)年３月

広島県

# 目　次

第１章　総論
　１　策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・　１
　２　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・　２
　３　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・　２
　４　対象　・・・・・・・・・・・・・・　２
　５　広島県における女性相談の現状
　（１）　こども家庭センターにおける相談支援の状況　・・・・・・・・・・・・・・　３
　（２）　市町における相談支援の状況　・・・・・・・・・・・・・・　６
　（３）　配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援の状況・・・・・・・・・・・　７
　（４）　その他の機関における相談支援の状況　・・・・・・・・・・・・・・　７
　（５）　相談窓口の認知　・・・・・・・・・・・・・・　９
　（６）　一時保護の状況　・・・・・・・・・・・・・・　９
　（７）　一時保護解除後の状況　・・・・・・・・・・・・・・12
　（８）　女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の状況　・・・・・・・・・・・・・・13
　（９）　母子生活支援施設の状況　・・・・・・・・・・・・・・14
　（10）　関係機関との連携　・・・・・・・・・・・・・・15
　６　施策の方向性等
　（１）　基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・16
　（２）　施策の方向性　・・・・・・・・・・・・・・16
　（３）　支援に関わる主な機関等　・・・・・・・・・・・・・・17
　７　基本理念・目指す姿
　（１）　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・18
　（２）　目指す姿　・・・・・・・・・・・・・・18
　（３）　施策体系　・・・・・・・・・・・・・・18

第２章　施策の柱及び取組の方向
　<u>施策の柱１　相談支援体制の整備</u>
　（１）　早期に相談しやすい環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・19
　（２）　女性相談支援員の対応力向上　・・・・・・・・・・・・・・22
　<u>施策の柱２　一時保護機能の見直し</u>
　（１）　支援対象者の状態に応じた一時保護の実施　・・・・・・・・・・・・・・24
　（２）　心理的ケアの実施　・・・・・・・・・・・・・・26
　<u>施策の柱３　自立支援の推進</u>
　（１）　関係機関との連携による継続的な支援・見守り　・・・・・・・・・・・・・・27
　（２）　施設やそのノウハウを活用した自立支援　・・・・・・・・・・・・・・29
　<u>施策の柱４　関係機関の連携による包括的な支援体制の整備</u>
　・・・・・・・・・・・・・・30

資料編
　１　用語解説
　２　広島県困難な状況にある女性の支援計画策定検討会委員名簿
　３　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

# 第１章　総論

## １　策定の趣旨

対象者が「女性であること」に着目した支援については、売春防止法※(昭和 31 年法律第 118 号。以下「旧売春防止法」という。)に基づく婦人保護施策として、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落未然防止と保護更生を図ることを目的としてはじまりました。

その後、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化し、平成 13(2001)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「ＤＶ防止法」という。)により、配偶者からの暴力を受けた女性に対する支援を婦人相談所※等が行うことが明確化され、その他、ストーカー※被害、性暴力・性犯罪被害や人身取引※被害、家庭関係破綻や生活困窮などに苦しむ女性についても、婦人保護事業の対象として運用されてきたところです。

このように、女性の支援ニーズが多様化し、婦人保護事業の対象者も拡大されてきましたが、旧売春防止法における婦人保護に関する規定が抜本的に見直されることはありませんでした。

このような状況の中で、婦人保護事業の旧売春防止法からの脱却を目指す動きが強まり、令和４(2022)年５月、議員立法により、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和４年法律第 52 号。以下「困難女性支援法」という。)が成立し、令和５(2023)年３月には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(令和５年３月 29 日厚生労働省告示第 111 号)(以下、「基本方針」という。)が公示されました。

困難女性支援法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困窮等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、売春を行うおそれのある要保護女子の保護更生を目的とした旧売春防止法とは異なり、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性を支援の対象としています。そして、それらの女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することを目的としています。

この計画は、困難女性支援法や基本方針の内容を踏まえた上で、広島県の実情に応じ、困難な状況にある女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を、総合的かつ計画的に展開するため策定するものです。

## ２　計画の位置づけ

（１）　困難女性支援法第８条第１項に規定する都道府県基本計画であり、広島県における困難な状況にある女性に対する支援施策を体系的に示す計画です。

（２）「安心▷誇り▷挑戦　ひろしまビジョン」における「地域共生社会」に掲げる目指す姿との整合性を図ります。

（３）　「ひろしまＤＶ防止・被害者支援計画（第４次）」（計画期間　令和３（2021）年度から令和７（2025）年度まで）及び「わたしらしい生き方応援プランひろしま」（（広島県男女共同参画基本計画（第５次））（計画期間　令和３（2021）年度から令和７（2025）年度まで）との整合性を図ります。

## ３　計画期間

令和６（2024）年度から令和７（2025）年度までの２年間

※　政策的に関連の深い「ひろしまＤＶ防止・被害者支援計画(第４次)」と改定時期を合わせることとし、次期改定時に、一体のものとして策定する予定です。

## ４　対象

年齢、障害の有無、国籍等を問わず、すべての女性を対象とします。

## ５　広島県における女性相談の現状

### （１）こども家庭センターにおける相談支援の状況

本県では、昭和 31(1956)年 10 月から婦人相談業務を開始し、昭和 32(1957)年６月に婦人相談所を設置しました。

平成 17(2005)年７月からは、既存の婦人相談所、児童相談所及び知的障害者更生相談所並びに配偶者暴力相談支援センター※の機能を統合し、「広島こども家庭センター(現在の西部こども家庭センター)」を設置し、平成 21 年４月には「西部こども家庭センター」に改称し、女性に関する相談支援を実施してきました。

県内には、児童や家庭等の問題に対する総合的な相談機関として、西部のほか、東部、北部の３つのこども家庭センターを設置しており、３センターとも婦人相談員※を配置し、女性に関する相談にも対応していますが、婦人相談所に位置づけているのは西部こども家庭センターだけであり、婦人相談所としては全県を所管してきました。

令和６(2024)年度からは、困難女性支援法の施行により、婦人相談所から女性相談支援センターに名称を変更し、引き続き、西部こども家庭センターにおいて、女性相談支援センターとして相談支援を行っていきます。

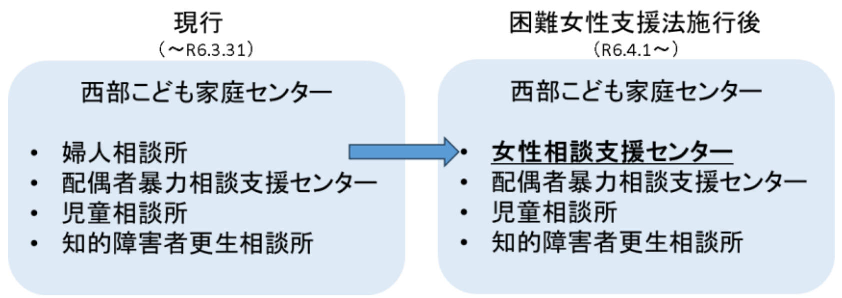


＊配偶者暴力相談支援センターは、都道府県が設置する婦人相談所又は都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護の機能を果たすこととされており、婦人相談業務と一体的に行っている。
＊東部及び北部こども家庭センターは、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、知的障害者更生相談所が併設されており、婦人相談員が配置されている。

#### ①　相談件数

こども家庭センター(３か所)における女性相談には、電話相談と面接相談があり、その合計受付件数は、年間 2,000 件程度で推移していましたが、近年は増加傾向にあり、令和４年度は年間 2,700 件を超過しています。

相談全体の１割程度が、相談者の来所による面接相談であり、来所のきっかけは、支援対象者を把握した市町や警察からの紹介によるものが大半を占めていますが、相談者が直接来所する場合もあります。

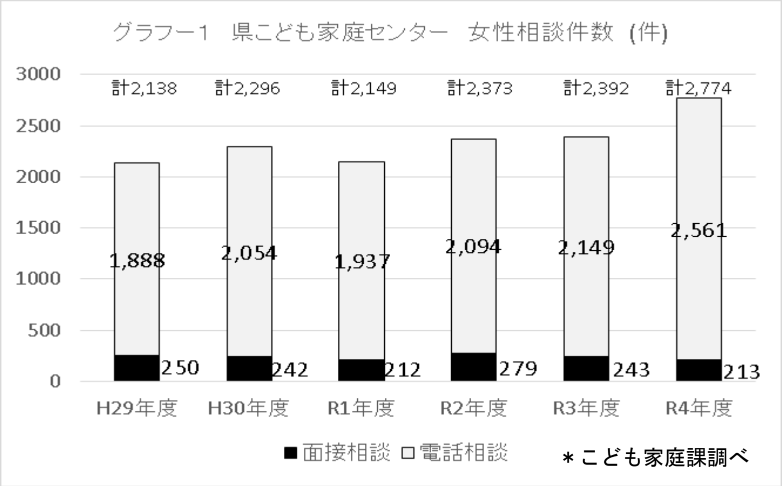

## ②　相談の主訴別内訳

こども家庭センターへの相談の主訴で主要なものは、「家族・親族関係(離婚問題、家庭不和等)」、「その他人間関係(男女問題、ストーカー等)」、「暴力(ＤＶ)」で、それぞれ２～３割と同程度を占めています。

一方、面接相談だけでみると、「暴力(ＤＶ)」、「暴力(その他)(子供・親族・その他の者の暴力)」と、主訴の８割強が暴力についての相談となっています。

グラフ－２　相談主訴　内訳(R3年度)（%）

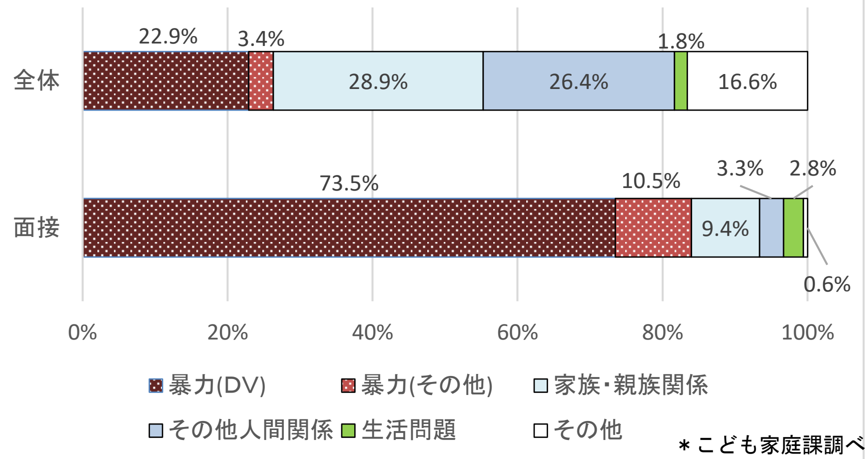


＊こども家庭課調べ

＊各主訴の詳細については、以下のとおり。
暴力（ＤＶ）：夫・交際相手等の暴力
暴力（その他）：子供・親族・その他の者の暴力
家族・親族関係：離婚問題、 家庭不和等
その他人間関係：男女問題、ストーカー等
生活問題：帰住先なし、生活困窮等
その他：上記以外のもの

### 参考：相談対応事案の多様化

支援対象者の中には、疾病や障害、国籍や出自等に起因して、様々な複合的な差別や社会的排除に直面している女性も多く、複合化・複雑化する相談内容に応じた幅広い対応が必要となっています。

県内の女性相談機関では、精神障害や知的障害のある方からの相談の割合が高くなっており、相談者の特性に配慮した相談対応が必要となっています。

外国人からの相談は、タガログ語によるものが最も多く、英語、中国語、ロシア語など、多岐にわたっています。必要に応じて、翻訳機の使用や言語に応じた通訳者を確保して、相談対応を実施しています。

③　相談の年齢別内訳

相談者の年齢構成は、電話相談では 50 代以上が６割以上を占めていますが、面接相談では 20～30 代が半数以上を占めており、電話相談と比べ、若い年齢層の比率が高くなっています。

面接相談の主訴をみると、すべての年代において、「暴力(ＤＶ)」や「暴力(その他)(子供・親族・その他の者の暴力)」を合わせた暴力被害が７割程度を占めています。

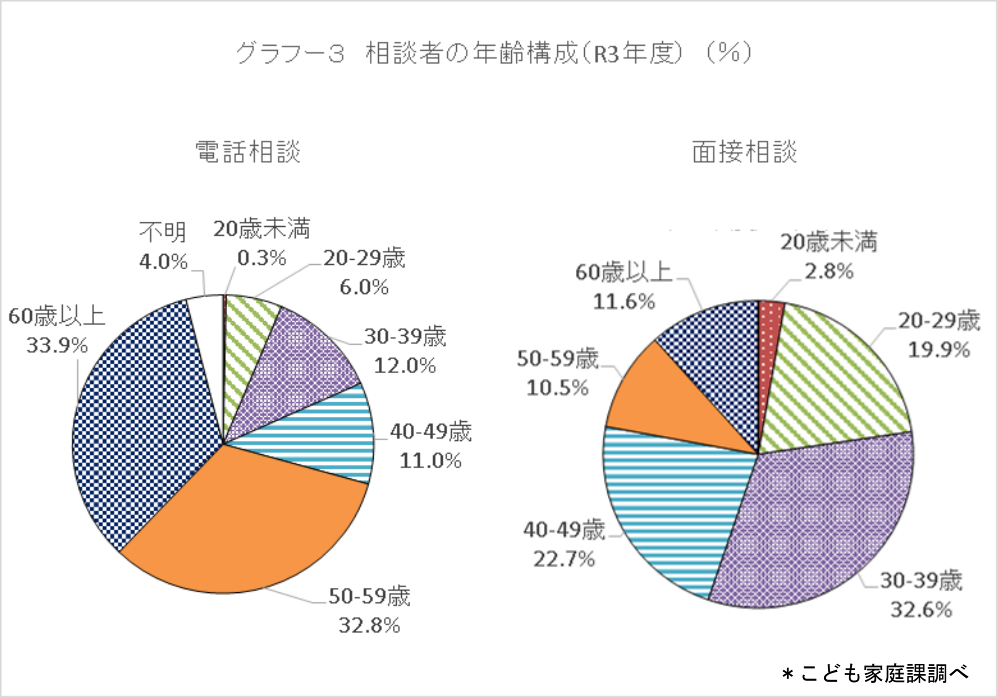


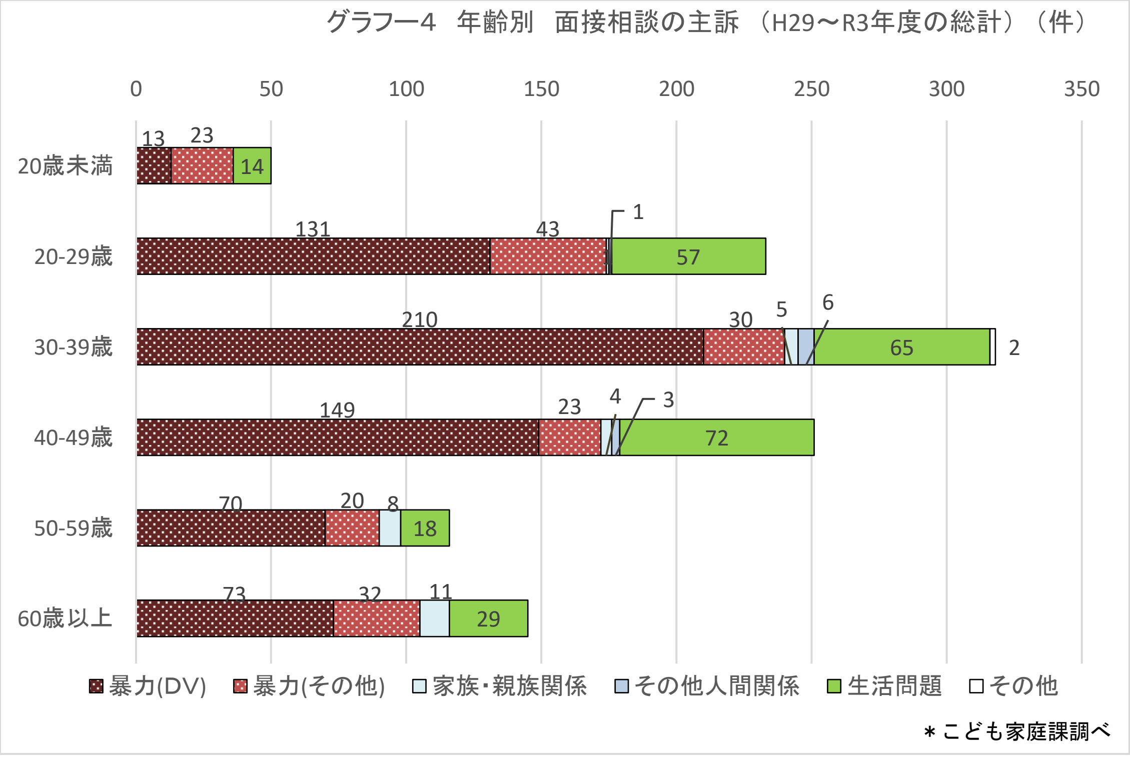

### （２）　市町における相談支援の状況

県内全ての市町に女性相談・家庭相談に関連した窓口が設置されています。

旧売春防止法においては、婦人相談員(以下「旧婦人相談員」という。)は、都道府県知事又は市長が委嘱することとされており、令和５(2023)年４月 1 日時点で旧婦人相談員を配置している市は 10 市です。その他の市町においては、母子・父子自立支援員※等が相談に対応しています。

令和６(2024)年度からは、困難女性支援法の施行により、旧婦人相談員は女性相談支援員に名称が変わり、さらに配置も全市町村の努力義務となったため、旧婦人相談員の配置がない市町においても、女性相談支援員の積極的な登用が求められます。

女性相談支援員(旧婦人相談員)を設置している 10 市では､合計で年間計 4,000～5,000 件程度の相談に対応しています。また、こども家庭センターの相談件数と比較すると，面接相談の比率が高くなっています。

また、一時避難先確保事業やＤＶ被害者緊急宿泊事業、生活困窮自立支援事業、子育て短期支援事業などを活用して、一時避難場所を確保している市町もあります。

**《女性相談支援員（旧婦人相談員）の配置市町》**※Ｒ５．４．１時点

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市

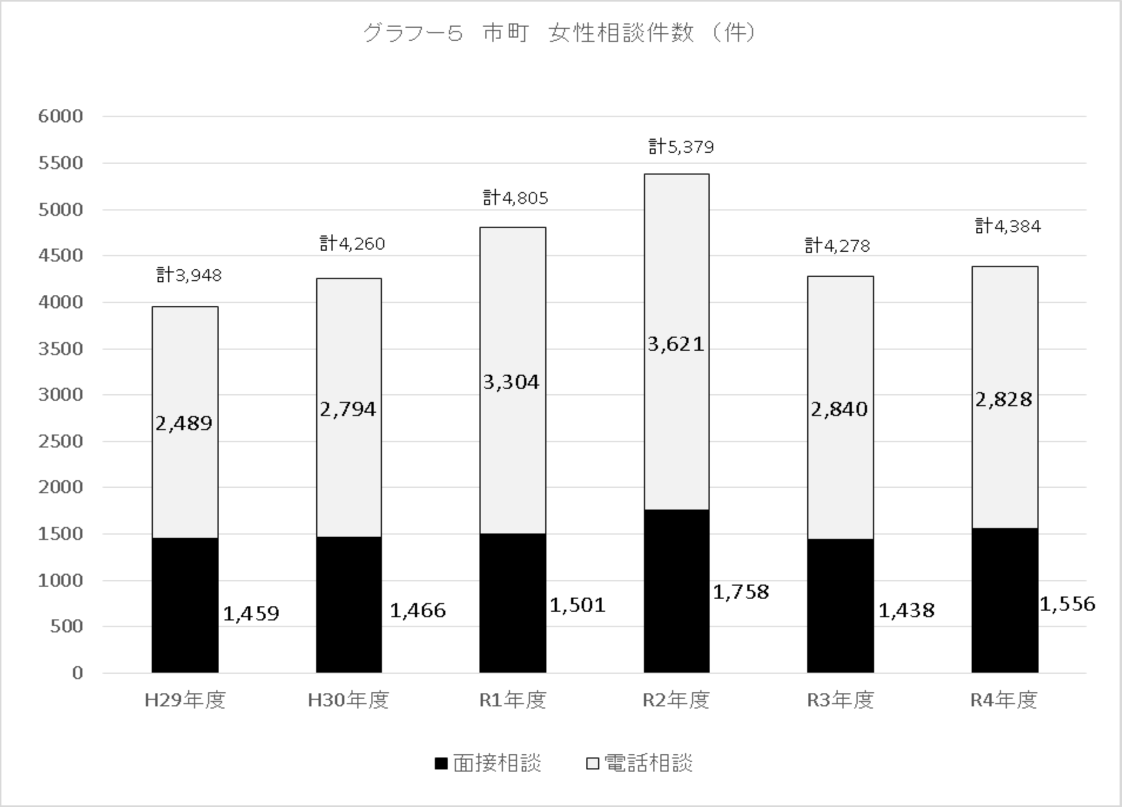


＊こども家庭課調べ

＊女性相談支援員が配置されている 10 市における件数

### （３）配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援の状況

本県では、ＤＶ防止法に基づき、平成14(2002)年４月から、西部こども家庭センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけるとともに、平成17(2005)年７月には、県内３か所のすべてのこども家庭センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、市町、警察等の関係機関と連携しながら、配偶者等からの暴力についての相談や自立のための支援を行っています。

また、市町においても配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となっており、広島市、東広島市、安芸太田町の３市町は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、女性相談と一体的に対応しています。その他の市町においても、平成 25(2013)年度から全ての市町がＤＶ被害者の相談窓口を設置し、相談対応を行っています。

県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、年間延べ500～700件程度と、ほぼ横ばいですが、市町における相談件数は増加傾向にあります。

県・市町とも、全相談件数のうち、約98%が女性からの相談となっています。

被害者及び同伴する家族に緊急避難が必要な場合は、西部こども家庭センター(旧婦人相談所)が、一時保護※を決定し、保護しています。

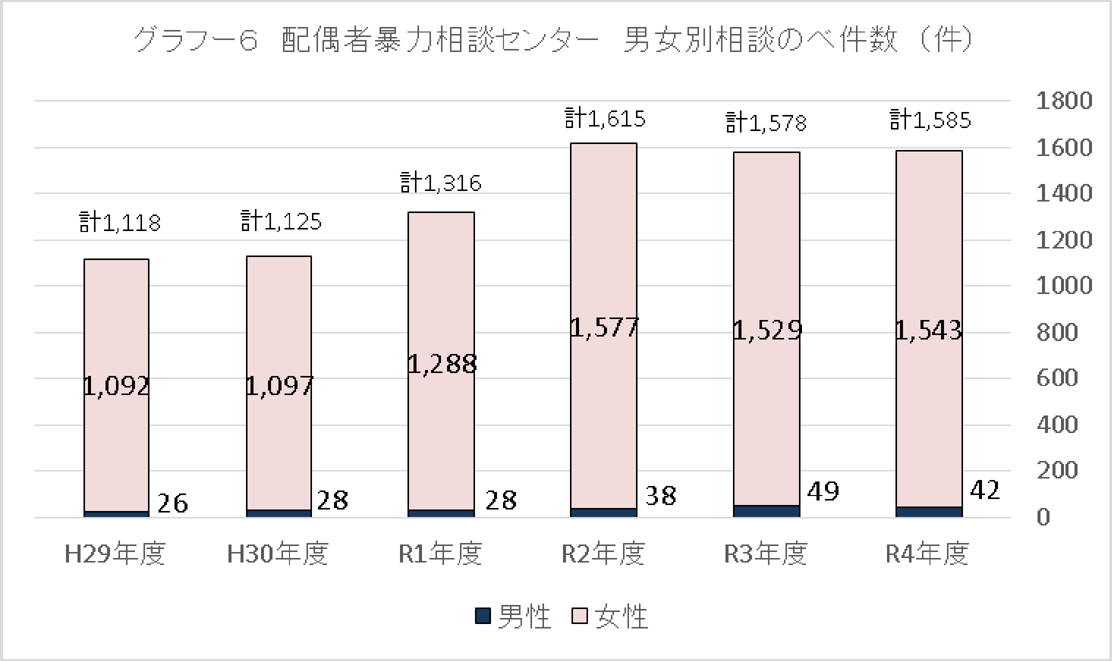


＊内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」を基にこども家庭課作成
＊こども家庭センターおよび市町の配偶者暴力相談センターにおける件数

### （４）　その他の機関における相談支援の状況

支援対象者は女性に限定していませんが、女性が被害を受けたり、不利な状況に陥りやすい問題に関して、次のような機関が相談支援を実施しています。困難女性支援法の施行後も、引き続きこれらの関係機関との連携が必要となります。

#### ①　エソール広島※

公益財団法人広島県男女共同参画財団が運営する、広島県の男女共同参画を推進するための拠点施設である「エソール広島」の相談窓口に寄せられた相談は、年間2,000件超で推移しています。

相談全体に占める女性の割合は、９割弱となっており、相談者の年齢構成は、50代、

60 代が過半数を占め、次いで 40 代、30 代の順となっています。

相談の主訴は、家族に関することが３割強、そのうち夫婦に関する相談は 1 割を占めています。なお、主訴にＤＶ関係が含まれる相談は、全体の１割強です。

相談対応にあたっては、面接・電話相談で継続的に支援しているほか、ＤＶなど深刻な相談は、積極的に面談や医療機関、法テラス※、弁護士などの専門家につなぐほか、緊急度の高い事案については、警察や「性被害ワンストップセンターひろしま」などの専門機関につなぐなどの支援を行っています。

### ②　性被害ワンストップセンターひろしま

本県では、性被害者が被害を抱え込まず、被害直後から安心して心身の回復を図ることができるよう、総合的な支援を行う「性被害ワンストップセンターひろしま」を運営しています。

相談対応は 24 時間、365 日実施しており、電話相談を受け、相談者の意向に沿って、面接相談、専門支援(医療的支援、心理的ケア、法的支援など)を行っています。

平成 30(2018)年度の本格運用開始後、年間の相談対応は 2,000 件を超えており、うち新規相談が 250 件を超えています。

相談者の９割が女性となっており、被害者の年代は 10 歳代未満から 20 歳代で約５割となっています。

### ③　警察

警察では，ＤＶ事案について相談・通報等があれば対応しています。近年、相談件数は高止まりし、年間 2,000 件前後で推移しています。

また，警察では、20 歳未満の少年を対象として非行や保護に関する相談を受理しており、令和４(2022)年は、年間 3,568 件を受理しました。

具体的な相談内容としては、窃盗や性の逸脱行為などの非行問題をはじめ、学校に関わる悩み、家庭内暴力や児童虐待などの家庭問題、交友関係や犯罪被害などであり、20 歳未満の少年の相談者のうち、女性は 57.0%となっています。

相談受理後、相談者や保護者等の希望により、継続した面接によるカウンセリングや居場所づくり、学習支援などを行っています。

### ④　その他の相談支援機関等

離婚、ひとり親の就業、養育費、生活全般に関する相談支援を実施する「広島県ひとり親家庭サポートセンター※」、予期しない妊娠等に関する相談支援を実施する「にんしんＳＯＳ広島」や「妊娠 110 番メール相談」、弁護士が法律に関する相談支援を実施する「法テラス」、地域における民生委員・児童委員等、様々な機関等が個別の課題に対応した専門的な相談支援を実施しています。

なお、各相談支援機関等が把握した支援対象者について、緊急的に安全の確保等が必要な場合は、西部こども家庭センター(旧婦人相談所)において、一時保護を決定し、保護しています。

### （５）　相談窓口の認知

県政世論調査※（令和２(2020)年度実施）によると、配偶者や交際相手から暴力（身体的・精神的・経済的・性的）を受けたことがあると回答した人のうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人の割合が 58.0％と最も多く、次いで「親族・友人・知人」に相談した人が 41.5％となっています。

公的機関に相談しなかった理由として、「親族・友人・知人への相談、又は自分で解決できたから」と回答した割合が 31.1%あるものの、「自分さえがまんすれば，なんとかこのままやっていけると思ったから」が 31.5％、「相談してもむだだと思ったから」が 29.4％、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が 24.6％と、相談すること自体に心理的なハードルがあることがうかがえます。また，「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人が 8.7％います。

同調査の年代別内訳のうち、20 代の回答を見ると、「相談してもむだだと思ったから」が 66.7％、「どこに相談したらよいかわからなかったから」が 33.3％、「相談してもどんな支援を受けられるかわからなかったから」が 33.3％となっており、公的機関の認知度不足や公的機関に対する不信感等から、特に若年層が相談機関につながりにくい傾向が明らかとなっています。

困難女性支援法においては、支援に関する関心と理解を深めるための教育及び啓発は国や地方公共団体の努力義務とされており、相談窓口の認知を高めていく必要があります。

### （６）　一時保護の状況

緊急的に安全確保が必要など、支援対象者を保護することが必要と認められる場合は、西部こども家庭センター（旧婦人相談所）が、一時保護を決定し、保護しています。

西部こども家庭センター（旧婦人相談所）が運営する一時保護所のほか、一時保護を委託している社会福祉施設※７か所及び民間シェルター３か所で、支援対象者の受け入れを行っています。

支援対象者の一時保護の決定は、24 時間体制で行っており、一時保護中は、一時保護担当職員や女性相談支援員（旧婦人相談員）等が、支援対象者の心身の健康状態等を観察し、必要に応じて心理的ケアを行う等の支援を行っています。

困難女性支援法施行後、旧婦人相談所は女性相談支援センターと名称変更しますが、一時保護に関する機能は変わりません。

#### ①　一時保護件数

西部こども家庭センター（旧婦人相談所）において、令和４(2022)年度に一時保護を行った件数（世帯数）は、委託も含め年間延べ 80 件程度、一人当たりの平均保護日数は 14.9 日間です。

一時保護した支援対象者の年齢は、20 代及び 30 代が約６割を占めています。また、近年は 60 歳以上が増加傾向にあり、令和４(2022)年度には２割強となっています。

一時保護のうち、子供同伴で保護されるケースは６割程度です。また、同伴児童の

うち６割は乳幼児です。同伴児童も支援対象者と同様に外出が制限され、通学ができない状況となるため、保護中は、スタッフが学習指導を行っています。

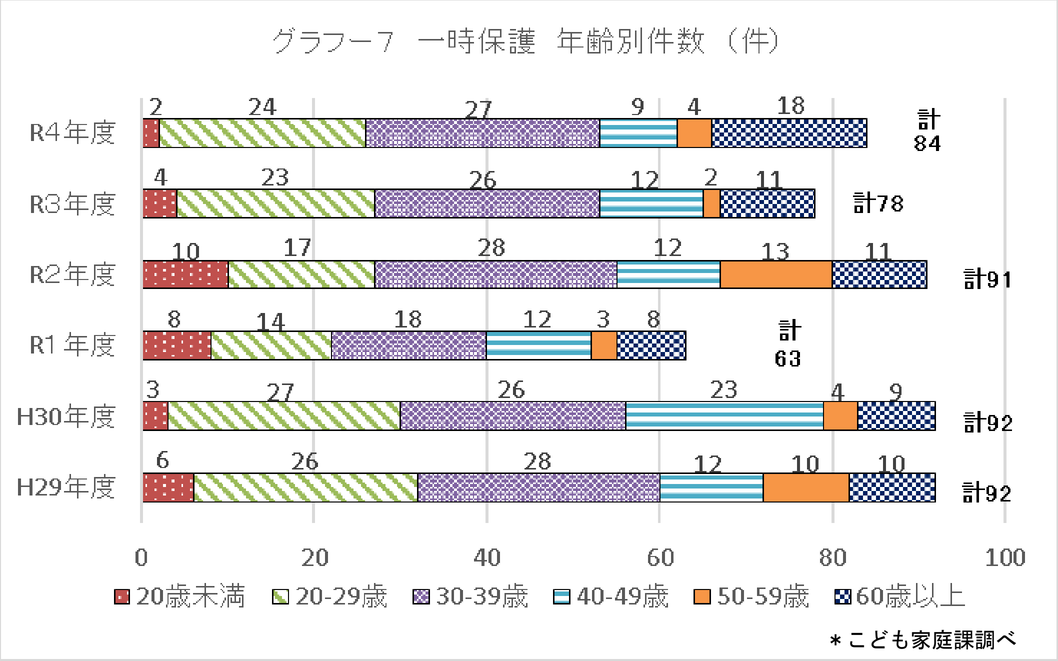


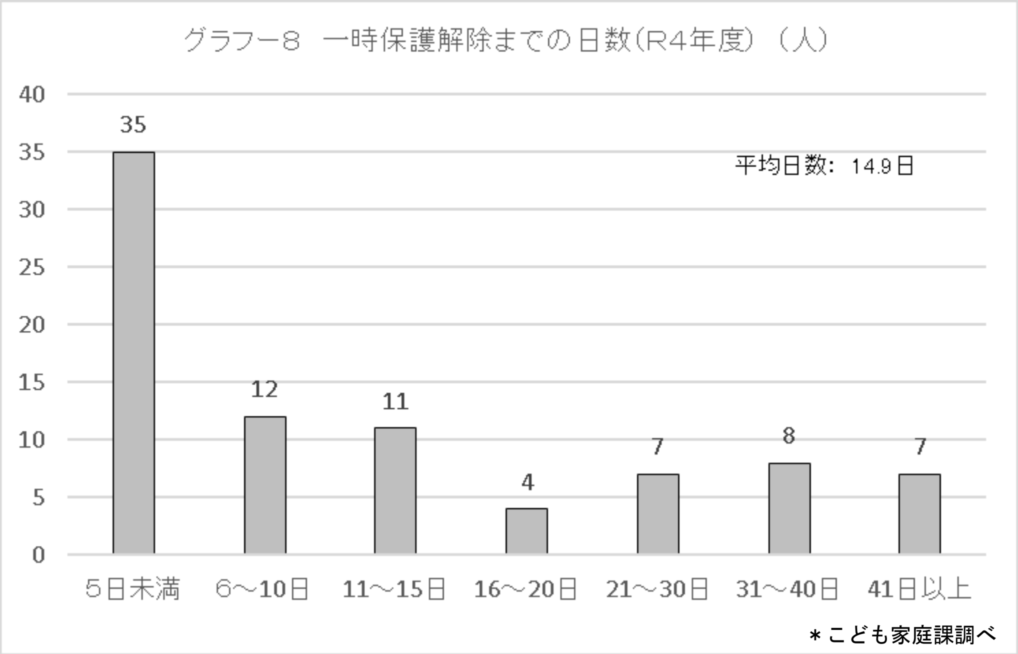


## ②　一時保護の主訴別内訳

一時保護の理由としては、「暴力（ＤＶ）」、「暴力(その他)(子供・親族・その他の者の暴力)」と、暴力を主訴とするものが８割弱を占め、「家族・親族関係」が１割強、「生活問題」が１割弱となっています。

一時保護中は、ＤＶ被害者の安全確保の観点から、スマートフォンなど通信機器等の利用の制限や、通学・通勤等の外出は原則認められない等、一律秘匿性の高い処遇としています。

そのため、支援対象者が、一時保護を要する状況にも関わらず同意しなかったり、早期退所するケースも生じています。

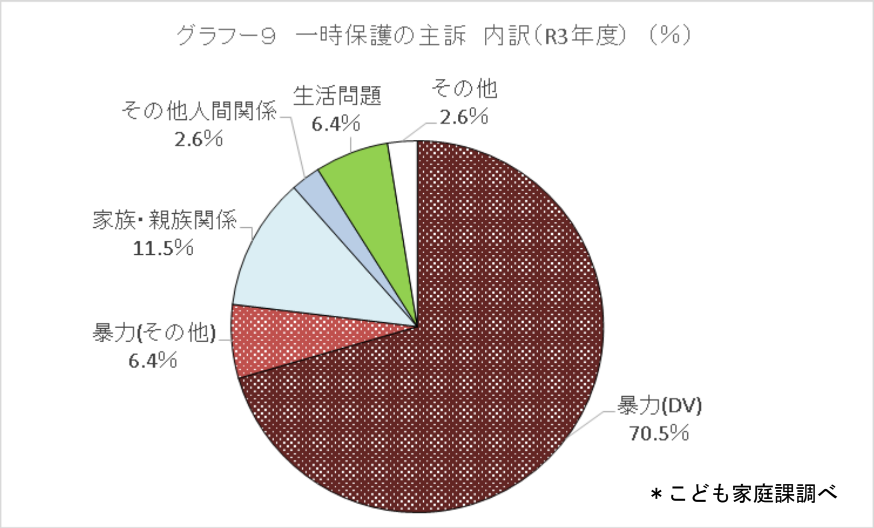


### ③　一時保護中の支援

国の「男女間における暴力に関する調査」（令和３（2021）年３月内閣府男女共同参画局）によると、ＤＶ被害によって引き起こされた生活上の変化として「自分に自信がなくなった」「夜、眠れなくなった」「心身に不調をきたした」といった回答が上位を占めており、ＤＶによる心身のダメージが被害者の自立の阻害要因となっていることがうかがわれます。

西部こども家庭センター（旧婦人相談所）では、一時保護中の支援対象者・同伴児童を対象に、カウンセリング事業を導入しており、隔週で心理的ケアを受けられる体制を整えていますが、利用件数は平成30（2018）年度をピークに減少し、令和３（2021）年度以降は、年間延べ10件ほどの利用にとどまっています。

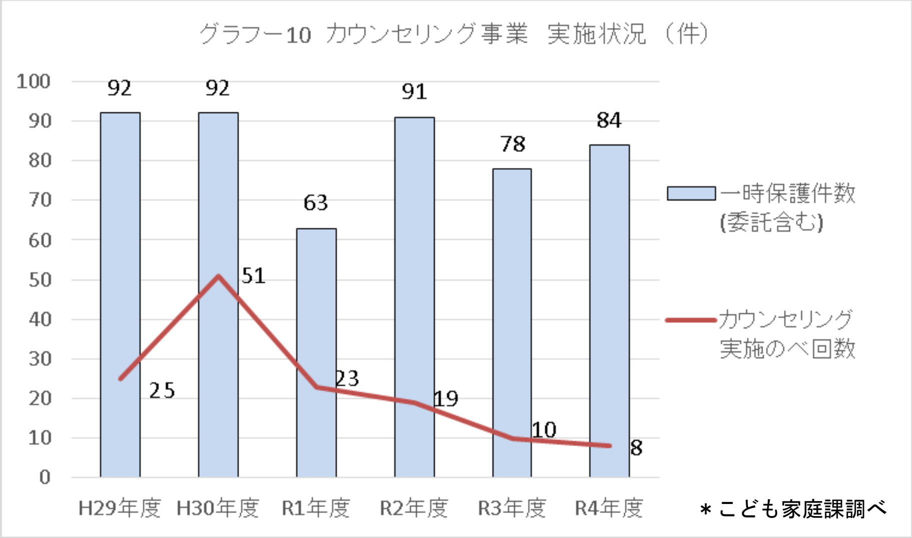

## （７）　一時保護解除後の状況

一時保護解除後の行先は、自宅への帰宅が３割程度、実家等への帰郷が１割強程度、女性自立支援施設（旧婦人保護施設※）や母子生活支援施設※などへの入所は２割強程度となっています。

西部こども家庭センター（旧婦人相談所）では、一時保護を行ったケースについては、原則として支援計画を策定しており、必要に応じて市町の支援者との連携や、施設入所時の自立支援計画に活用しています。

支援対象者が帰宅する場合は、一時保護解除の際に、西部こども家庭センター（旧婦人相談所）の女性相談支援員（旧婦人相談員）が、市町へ連絡しています。一時保護の利用者にはＤＶ被害者が多いため、加害者に相談の事実を感知されるリスク等を考慮して、帰宅後は、西部こども家庭センター（旧婦人相談所）からの接触は行いません。

施設入所した場合は、入所後の支援、市町等関係機関への同行・つなぎ、退所後のアフターフォロー等は、基本的に施設が実施しています。

困難女性支援法においては、支援対象者が自立して生活するための多様な支援を包括的に提供する体制を整備することとされており、一時保護解除後も関係機関が連携して、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

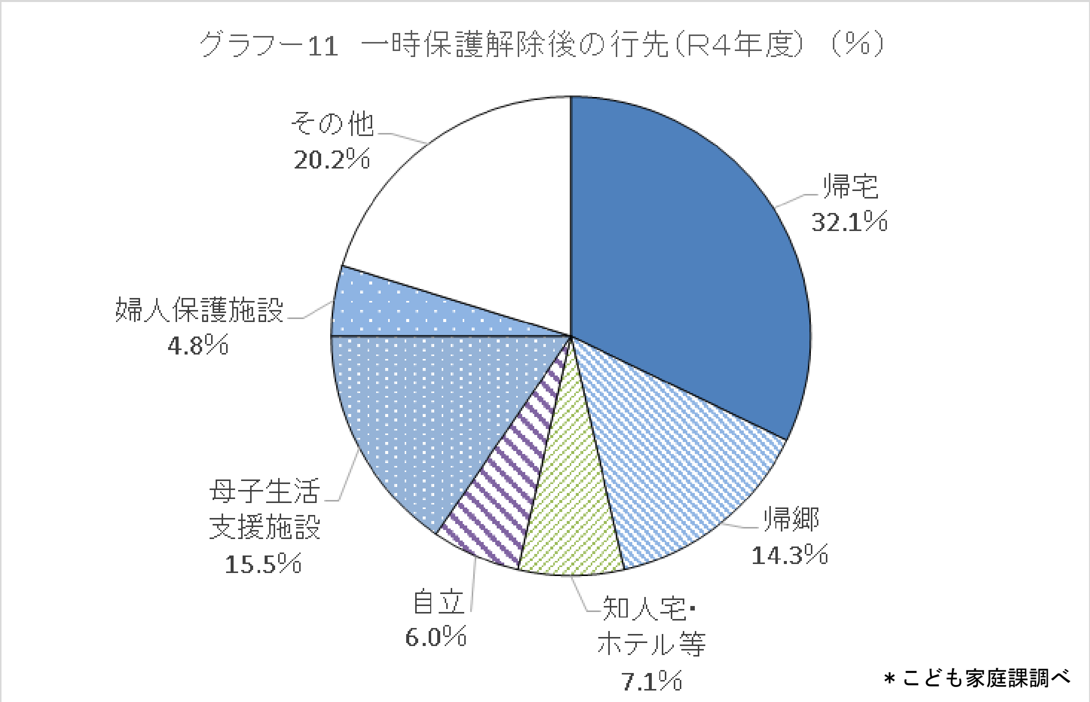


＊内訳の詳細については、下記のとおり。
- 帰宅：一時保護される直前までの住居へ戻った場合
- 帰郷：郷里・実家・生家・親族宅へ移動した場合
- 知人宅・ホテル等：表記のとおり
- 自立：アパート・公営住宅等へ入居し、就職・生活保護等により自立生活を始めた場合
- 母子生活支援施設：表記のとおり
- 婦人保護施設：表記のとおり
- その他：上記以外のもの（社会福祉施設入所、警察対応等）

## （８） 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の状況

困難女性支援法において、都道府県は、支援対象者の保護や心身の健康の回復、自立促進のための生活支援等を行うため、自立支援施設を自ら又は委託して設置することができることとなっており、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）がこれにあたります。

本県では、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）を民間への委託により設置しており、県内に１か所あります。定員は 20 世帯で、単身女性及び未就学児を伴う女性を対象としています。

入所にあたっては、支援対象者本人の希望に基づき、西部こども家庭センター（旧婦人相談所）が入所を決定し、定期的に支援対象者や施設と協議しながら、自立に向けた支援を行います。入所後の支援や、関係機関への同行・つなぎ等は、基本的に施設で実施しています。

定員充足率は５割前後で推移しています。年間の新規入所者は概ね７世帯前後で、退所も同様に７世帯前後となっています。

退所までの在籍期間は、１年以上～２年未満が４割弱程度で最も多くなっています。３か月未満で退所する者も３割程度おり、特に１か月未満での退所が目立ちます。

入所者の３割～半数程度が同伴児と共に入所し、入所者の年齢構成は、20～30 代が最も多くなっています。

入所理由は、ＤＶ被害者が最も多く、その他の暴力被害者や、生活問題による入所もあります。

また、入所者の中には、知的障害や精神障害などの障害のある方もいるため、それぞれの特性に応じたきめ細かな支援を行っています。

表－1　婦人保護施設の利用状況　（世帯）

| | | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 在籍状況 | のべ入所者数 | 12 | 16 | 16 | 16 | 6 |
| | 前年度から継続 | 5 | 9 | 5 | 8 | 2 |
| | 新規入所 | 7 | 7 | 11 | 8 | 4 |
| 同伴児の有無 | 単身（同伴児なし） | 9 | 12 | 8 | 6 | 4 |
| | 同伴児あり | 3 | 4 | 8 | 6 | 2 |
| 年齢 | 20歳未満 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | 20～29歳 | 4 | 5 | 2 | 3 | 4 |
| | 30～39歳 | 1 | 6 | 6 | 5 | 1 |
| | 40～49歳 | 3 | 3 | 3 | 4 | 0 |
| | 50～59歳 | 3 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | 60歳以上 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 |

＊厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」を基に、こども家庭課作成

### （９）　母子生活支援施設の状況

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設の一種で、18 歳未満の子供を養育している配偶者のいない（またはそれに準ずる）女性と、その子供を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的としており、母子が一緒に入所し生活する施設です。

施設は市町や民間団体が運営しており、県内に９か所あり、定員は施設によって異なりますが、１施設あたり、おおむね 20 世帯程度です。

入所にあたっては、支援対象者本人の申請に基づき、市町が入所を決定します。市町によって入所方針は異なり、措置対象をＤＶ被害者に限定したり、入所先を原則県外の施設としている市町もあります。

定員充足率は、施設によって異なりますが、全体では７割程度となっています。年間の新規入所者は１施設あたり概ね１～２世帯前後で、退所は２世帯程度となっています。

退所までの在籍期間にはばらつきが大きく、半年未満から５年以上にわたっています。

同伴児の年齢は、未就学児が５割強、小学生が３割強を占めています。

入所理由は、ＤＶ被害者が最も多く、住宅事情や入所前の家庭環境を理由とする入所もあります。

また、入所者の中には、精神障害や知的障害などの障害のある方もいるため、それぞれの特性に応じたきめ細かな支援を行っています。

入所者は、心理療法士による親子カウンセリング等の心理的ケアを受けることも可能です。退所後は、施設がアフターフォローを実施しています。

表ー2　県内の母子生活支援施設の利用状況

| 施設名 | 所在地 | 定員（世帯数） | R3年度 | | R4年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 入所世帯数 | 充足率（%） | 入所世帯数 | 充足率（%） |
| エスポワール | 尾道市 | 20 | 20 | 100.0 | 14 | 70.0 |
| 府中むつみ園 | 府中市 | 20 | 11 | 55.0 | 7 | 35.0 |
| いもせハイツ | 廿日市市 | 20 | 19 | 95.0 | 16 | 80.0 |
| サン・ロータス皆実 | 三原市 | 20 | 15 | 75.0 | 13 | 65.0 |
| 嶺南荘 | 呉市 | 10 | 8 | 80.0 | 7 | 70.0 |
| メゾンクオーレ | 広島市南区 | 20 | 56 | 62.2 | 58 | 64.4 |
| 広島和光園 | 広島市南区 | 20 | | | | |
| さくら苑 | 広島市西区 | 30 | | | | |
| 高松ハイツ | 広島市安佐北区 | 20 | | | | |
| 全体 | | 180 | 129 | 71.7 | 115 | 63.9 |

＊「広島県健康福祉局行政概要」を基に、こども家庭課作成
＊入所世帯数は、毎年４月１日時点のもの。
＊広島市所管施設については，入所世帯数総計のみ報告されており，施設別内訳は不明。

## 表ー3　母子生活支援施設の利用状況

| | | | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 在籍状況 | のべ入所世帯数 | | 68 | 70 | － | 77 | 56 |
| | 前年度から継続 | | 51 | 60 | － | 57 | 44 |
| | 新規入所 | | 17 | 10 | － | 20 | 12 |
| 退所（世帯数） | | | 21 | 8 | － | 12 | 19 |
| | 退所までの在籍期間 | 6月未満 | 2 | 2 | － | 3 | 2 |
| | | 6月～1年未満 | 7 | 2 | － | 1 | 1 |
| | | 1年～2年未満 | 1 | 1 | － | 2 | 2 |
| | | 2年～3年未満 | 5 | 1 | － | 1 | 3 |
| | | 3年～4年未満 | 2 | 1 | － | 0 | 4 |
| | | 4年～5年未満 | 3 | 0 | － | 2 | 4 |
| | | 5年～10年未満 | 1 | 1 | － | 3 | 3 |
| | | 10年以上 | 0 | 0 | － | 0 | 0 |
| 同伴児の年齢（人） | 未就学 | | 14 | 10 | － | 20 | 11 |
| | 小学生 | | 7 | 6 | － | 13 | 7 |
| | 中学生 | | 1 | 3 | － | 4 | 1 |
| | 高校生以上 | | 3 | 2 | － | 2 | 0 |

＊「広島県健康福祉局行政概要」及びこども家庭庁「児童養護施設等入退所状況等調査」を基に、こども家庭課作成
＊広島県所管施設についてのみ計上。
＊令和２年度は、調査実施がなく不明。

### (10)　関係機関との連携

困難な状況にある女性の支援においては、ＤＶ、児童虐待、精神疾患、貧困等複合的な課題を抱えた支援対象者が多く、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育、その他多岐にわたる分野での連携が必要不可欠となります。

ＤＶ被害者については、関係機関が連携した支援の推進を図るため、平成 13(2001)年度には全県域を対象としたＤＶ対策関係機関連絡会議を、また、平成 14(2002)年度にはこども家庭センターの圏域ごとに関係機関連絡会議を発足させました。また、市町を中心とした関係機関のネットワークを構築するため、要保護児童対策地域協議会※(以下、「要対協」という。)と連携したＤＶ防止ネットワーク会議の設置の促進に取り組んでおり、令和５(2023)年４月現在で設置市町数は 22 市町となっています。

しかし、市町のＤＶ防止ネットワーク会議では、被害者の情報の秘匿性に配慮する必要がある一方で、ＤＶ防止法においては守秘義務※に関する明確な規定がなかったため、会議の運用は、定例の情報交換のみにとどまることも多く、西部こども家庭センター(旧婦人相談所)が決定した一時保護等の支援の方針について、それまで支援を行っていた機関等に判断の理由や経緯などの詳細は示されない等、積極的な情報連携は行われていない状況となっていました。

困難女性支援法において、関係機関の連携のために設置することとされた支援調整会議は、構成員の守秘義務や情報漏洩時の罰則も規定されており、今後は、この支援調整会議を活用して、個別ケースごとに積極的な情報連携と関係機関連携によるきめ細かな支援を行っていくことが可能となります。

## ６　施策の方向性等

### （１）　基本的な考え方

婦人保護事業については、これまでも様々な困難な状況にある女性を支援対象とし、支援対象者本人の意思を尊重しながら、一時保護や本人の状況に応じた自立支援に努めてきましたが、支援対象者の安全性を重視するあまり、支援方法がＤＶ被害者にならった限定的なものになっている傾向があります。

このため、困難女性支援法に定められた支援対象者の拡大に対応するとともに、基本理念に基づいた支援ができるよう、困難な状況にある女性本人の心身の安全・安心の確保等に留意しつつ、支援対象者の意思を尊重し、発見から相談につなげるとともに、一人ひとりのニーズに応じて、施設等への入所、生活支援や被害からの回復支援を行い、地域生活への移行や自立支援まで、地域の関係機関等が連携・協働して包括的な支援が実施できるよう取組を進めていくことが必要です。

### （２）　施策の方向性

本計画においては、その第一歩として、本県における現状や課題を踏まえ、支援のステップごとに、次のとおり取組を進めることとします。

#### ①　相談支援体制の整備

困難女性支援法の施行に伴い設置された「女性相談支援センター」の周知を図るとともに、特に若年女性は相談支援につながりにくい傾向があることから、相談支援に対する認知度を高めるなど、早期に相談しやすい環境整備に取り組みます。

また、様々な困難な状況にある女性に対し、本人の意思を尊重しつつ、複合的な課題に対応した適切な支援ができるよう、女性相談支援員の資質向上等に取り組みます。

#### ②　一時保護機能の見直し

ＤＶ被害者の安全確保を主眼とする、一律に制約の多い生活環境では、多様な事情を持つ個々の利用者のニーズに合致しないことから、支援対象者の状況（居住の秘匿の要否等）に応じた柔軟な一時保護先の生活環境の見直しや、一時保護中からの心理的ケア（被害回復支援）の実施に取り組みます。

#### ③　自立支援の推進

支援対象者の一時保護解除後の地域生活への移行は、一部の課題を残したまま行われることが多く、地域での生活再建を支えるアフターケアが重要であるため、関係機関の連携のもと、自立に向けた包括的・継続的な支援が行われる仕組みの構築に向けて取り組みます。

#### ④　関係機関の連携による包括的な支援体制の整備

困難な状況にある女性への支援を対象者に確実に届けるためには、市町をはじめ独自の知見や支援技術を持つ民間団体との協働が重要であることから、困難女性支援法において、支援調整会議の設置や構成員の守秘義務について規定されたことも踏まえ、各市町への支援調整会議の設置など、関係機関の連携体制の強化に取り組みます。

（３）　支援に関わる主な機関等

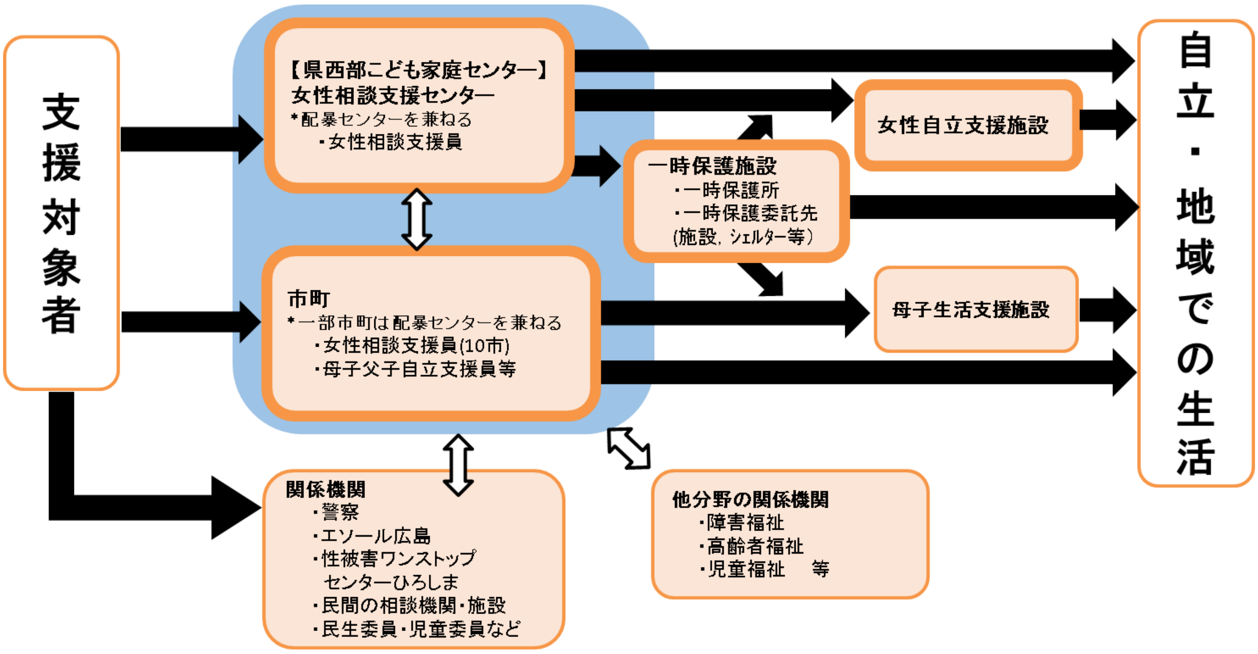


| 主な相談支援機関 | 主な相談支援等の内容 | |
|---|---|---|
| 女性相談支援センター<br>（旧婦人相談所）<br>≪西部こども家庭センター≫ | 暴力、生活困窮等、女性に関する相談全般 | 電話相談、面接相談、一時保護、女性自立支援施設への入所措置、関係機関との連絡調整等 |
| 市町（女性・家庭相談窓口） | | 電話相談、面接相談、母子生活支援施設への入所措置、関係機関との連絡調整等 |
| 配偶者暴力相談支援センター<br>≪西部・東部・北部こども家庭センター、広島市、東広島市、安芸太田町≫ | ＤＶ | 電話相談、面接相談、保護命令※等のための証明、関係機関との連絡調整等 |
| エソール広島 | 家庭不和、ハラスメント※、ＤＶ、LGBT※等 | 電話相談、面接相談、関係機関との連絡調整等 |
| ひとり親家庭サポートセンター | ひとり親に関する就業、養育費、その他相談全般 | 電話相談、面接相談、出張相談、同行支援、関係機関との連絡調整等 |
| にんしんＳＯＳ広島<br>妊娠 110 番メール相談 | 予期しない妊娠等 | 電話相談、メール相談、面接相談、受診同行、初診料補助、関係機関との連絡調整等 |
| 性被害ワンストップセンターひろしま | 性被害 | 電話相談、面接相談、受診同行、専門機関(警察、弁護士、心理カウンセリング等) との連絡調整、付添支援等 |
| 警察 | ＤＶ、家出少年、福祉犯※(買春、淫行・わいせつ、児童ポルノ等) | 電話相談、面接相談、通報への対応、補導、継続面接等による支援等 |
| 一時保護施設（民間含む） | 女性相談支援センターの一時保護決定により、支援対象者を一時的に保護 | |
| 女性自立支援施設<br>（旧婦人保護施設）（民間） | 女性相談支援センターの入所決定により、支援対象者（単身・未就学児同伴）の自立まで支援。退所後のアフターケア。 | |
| 母子生活支援施設（民間） | 市町の入所決定により、支援対象者（児童同伴）の自立まで支援。退所後のアフターケア。 | |

＊　その他、民生委員・児童委員や生活困窮者自立支援※の相談窓口、法テラスなど、支援の対象を女性に限定していない、他分野の関係機関や民間の相談機関が支援対象者の発見・支援を行う場合も多い。

## ７　基本理念・目指す姿

### （１）　基本理念

すべての女性が、人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らすことができる社会の実現

### （２）　目指す姿

年齢、障害の有無、国籍等を問わず、すべての女性が、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えた、又は抱えるおそれがある時に、その意思が尊重されながら、問題解決に向けて、多様な支援を包括的に切れ目なく受けることができています。

その結果、すべての女性が、置かれた状況や自らの意思に応じて、必要な福祉的サービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営むことができています。

### （３）　施策体系

「相談支援」「一時保護」「自立支援」「関係機関連携」それぞれの柱ごとに、目指す姿を実現するための具体的な取組を示します。そして、柱ごとに成果指標を設定し、計画期間である２年後の目標値を定め、毎年度進捗状況を把握し、施策を体系的に進めていきます。

| 施策の柱 | 取組の方向性 | |
|---|---|---|
| 相談支援 | 1　相談支援体制の整備 | |
| | (1) | 早期に相談しやすい環境の整備 |
| | (2) | 女性相談支援員の対応力向上 |
| 一時保護 | 2　一時保護機能の見直し | |
| | (1) | 支援対象者の状態に応じた一時保護の実施 |
| | (2) | 心理的ケアの実施 |
| 自立支援 | 3　自立支援の推進 | |
| | (1) | 関係機関との連携による継続的な支援・見守り |
| | (2) | 施設やそのノウハウを活用した自立支援 |
| 関係機関連携 | 4　関係機関の連携による包括的な支援体制の整備 | |

# 第２章　施策の柱及び取組の方向

## 施策の柱　１　相談支援体制の整備

≪目指す姿≫
- ●　県民が、様々な要因により困難な状況にある女性が相談できる窓口や活用できる制度について認知しており、その結果、全ての女性が、困難な状況に陥った時、早い段階で相談ができています。
- ●　困難な状況にある女性が、どこに相談しても、希望や意思を尊重されながら、的確なアセスメントに基づき、支援を受けることができています。

### （１）早期に相談しやすい環境の整備

**現状と課題**

○　県では、西部こども家庭センターが女性相談支援センターとして、また、県内全てのこども家庭センターにおいても女性相談支援員を配置し、女性に対する相談支援を実施しています。

○　困難女性支援法の施行により、婦人相談所の名称が女性相談支援センターに変わったため、その役割等について周知する必要があります。

○　市町は、支援対象者にとって最も身近な相談先であり、支援対象者の支援策となる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護※等の制度の実施主体であることから、庁内関係部署が相互に連携の上、包括的に支援を提供できる体制づくりに努める必要があります。

○　こども家庭センターでは、電話相談及び面接相談を実施していますが、相談者からの自発的な相談が中心の電話相談においては、50 代以上が６割以上を占めており、20 代以下は６％程度です。

○　一方で、警察や市町からの紹介による相談が中心の面接相談では、20 代以下が約 23%を占めていること、また、福祉犯（買春、淫行・わいせつ、児童ポルノ等）の被害者の７～８割が女子であることから、困難な状況にあっても相談につながっていない者が多くいると考えられます。そのため、自主的な相談を待つのではなく、日常的に女性の声を聞く機会のある関係者等が、支援を必要としている女性を積極的に把握し、専門機関の相談につなげる取組が求められています。

○　女性相談支援については、こども家庭センターや市町のほか、エソール広島、性被害ワンストップセンターひろしま、警察などの専門機関や、法テラスや生活困窮者自立支援の相談窓口など様々な機関で支援が行われています。

○　公的相談機関に相談しなかった人のうち、20 代の回答を見ると、「相談してもむだだと思ったから」が 66.7%、「どこに相談したらよいかわからなかったから」が 33.3%、「相談してもどんな支援を受けられるかわからなかったから」が 33.3%となっており、特に若年層に対して、相談窓口や相談方法、相談後の支援などについて理解してもらう必要があります。

○　ＳＮＳ等を活用した相談については、国においてメールやチャット相談に応じるものとして、ＤＶに関しては「ＤＶ相談プラス※」が、性被害に関しては「キュアタイム※」が実施されていますが、困難な状況にある女性全般を対象としたものではありません。幅広い相談内容に応じて、対象者が相談しやすい方法を検討する必要があります。

○　また、国においては公的機関と民間団体が連携し、若年女性の被害を防止するために、インターネットの活用や巡回等によるアウトリーチ※、困難な状況にある女性が気軽に立ち寄り、場合によっては宿泊できるような居場所の提供を行うことを推進していますが、県内で実施している民間団体等はありません。

○　インターネットやＳＮＳが急速に普及し、犯罪に巻き込まれたり、ハラスメントや誹謗中傷などの被害も発生しています。

○　女性特有の困難な問題が発生する背景の一つとして、性別役割分担に関する固定的な意識やそうした意識によって生じる偏見や無理解、人権擁護等に関する理解不足等があると考えられます。

## 取組の方向

- 県民(特に若年女性)に対し、こども家庭センターや女性相談支援員が、女性が抱える様々な困難な問題について相談支援を実施していることや、具体的な支援の内容について、広く周知します。
- 市町の相談窓口や女性相談支援員の配置状況等について、国（厚生労働省）や県公式ホームページ等を活用して周知します。
- こども家庭センターに相談のあったケースを相談内容に応じて他の専門機関につなぐ場合や、他の相談機関から一時保護を要する等の理由でこども家庭センターに対応を求められる場合もあることから、幅広い関係機関等に対し、こども家庭センターの機能や支援内容の周知を図るとともに、必要に応じて迅速な情報共有が行えるよう、平時から、研修や定期的な協議の場を持つ等、お互いに顔のみえる関係づくりを進めます。
- 「性被害ワンストップセンターひろしま」の認知度向上のため、小学・中学・高校生等、若年層への周知を強化するとともに、医療、司法、行政等の相互連携を深めることで支援体制の充実を図ります。
- 警察では、サイバーパトロール※等により違法情報・有害情報の把握に努め、違法情報の取締り及び有害情報を端緒とした取締りを推進します。関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進等の取組を推進します。
- 当面の居場所のない女性に対し、一時保護の要否を判断する前の相談の段階でも柔軟に居場所を確保できるよう、市町の判断で、一時避難場所を提供できる体制を整備します。
- ＳＮＳ等を活用した相談の実施や、インターネットの活用や巡回等アウトリーチによる早期発見については、今後のこども家庭センターでの相談支援の状況やニーズを踏まえ、必要性やその実施方法等について検討します。

- 　暴力の被害や加害防止等の観点からも、性別役割分担に関する固定的な意識や偏見を払しょくするための啓発に取り組むとともに、生命を尊重する態度や自ら考え判断する能力を身に付けさせ、望ましい行動がとれるよう、関係機関とも連携しながら、学校教育活動全体を通じた教育を行います。

**成果指標**

| 成　果　指　標 | 現状（Ｒ５） | 目標（Ｒ７） |
|---|---|---|
| 女性相談に関する情報へのアクセスユーザー数 | 1,302 人 | 5,000 人 |

## （２）女性相談支援員の対応力向上

### 現状と課題

○　こども家庭センターには、８名の女性相談支援員を配置していますが、全て雇用期間が１年の非常勤職員で、そのうち半数は勤続年数が５年未満です。
　また、ＤＶ等暴力に関する相談や対応が中心であったため、ストーカー等これまで相談の少なかった事例についての専門性やノウハウの蓄積が不十分な状況です。

○　女性相談支援員は、多様な相談に対して、的確なアセスメント※に基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関の調整等を進めていく業務を担っており、困難女性支援法では、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材を登用するよう求められていることから、女性相談支援員の対応能力の向上など、体制強化が必要となっています。

○　外国語相談には、言語に応じた外国語通訳者を確保して相談対応を行っています。

○　こども家庭センターでは、市町や民間団体から支援を引き継いだ支援対象者の支援方針について、秘匿性を重視するあまり、その判断の理由や経緯を、初期段階の支援をした市町や民間団体等に共有しておらず、その後の支援に支障が生じる事例が生じています。

○　県内全市町が女性や家庭に関する相談に応じていますが、女性相談支援員を配置している市町は 10 市にとどまっており、このうち、配置している窓口を女性相談の窓口として広報周知しているのは８市です。女性相談支援員を配置していない市町では、相談に応じられないケースや、女性に関する多様な相談支援についての専門性の確保が難しい状況が生じています。

### 取組の方向

➢　こども家庭センターや全ての女性相談支援員が、困難女性支援法の施行を機に、改めて、様々な事情により困難な状況にある女性を幅広く支援対象とすることについて認識するよう、意識の醸成を図ります。

➢　暴力に限らず、多様な要因により困難な状況にある女性に対し、本人の立場に寄り添った最適な支援方法を支援対象者に提案できるよう、女性相談支援員の研修内容の充実によって専門的知識を広げるとともに、困難な状況にある女性への相談支援を実施する他の関係機関と合同で研修を実施する等により、関係機関との連携による包括的支援に対する理解を深めます。

➢　こども家庭センターにおいて、社会福祉や相談援助に関する専門的な知識や経験を有する正規職員によるＯＪＴ※体制を導入する等、女性相談支援員の専門性の強化を実務面でサポートする体制を検討するとともに、市町の女性相談支援員等への助言や支援を行います。

➢　困難な状況にある女性との接点がある様々な機関等に対し、こども家庭センターの機能や支援内容の周知を図るとともに、必要に応じて、迅速な情報共有が行えるよう、平時から、研修や定期的な協議の場を持つ等、お互いに顔のみえる関係づくりを進めます。

➢　各市町の女性相談の窓口を明確化し、より適切な支援をするため、各市町に女性相談支援員の配置を促進します。

## 成果指標

| 成　果　指　標 | 現状（Ｒ５） | 目標（Ｒ７） |
|---|---|---|
| 女性相談支援員を配置し、女性相談の窓口を広報周知している市町数 | ８市 | 14 市町 |

# 施策の柱 ２　一時保護機能の見直し

≪目指す姿≫

● 支援対象者の状態（保護理由や心身の状況等）に応じた保護を行うための環境（保護場所）が整い、困難な状況にある女性が、過度な制約がない生活環境で、安心して一時保護を受けることができています。

● 一時保護中は、困難な状況にある女性が、心身の安定等を図りながら、保護解除後の生活に向けた様々な支援策について情報提供を受け、自分の希望や意思に沿った支援方針について、女性相談支援員等信頼のおける支援者と共に、検討を行っています。

## （１）支援対象者の状態に応じた一時保護の実施

### 現状と課題

○ 緊急的に安全確保が必要など、支援対象者を保護する必要があると認められる場合は、西部こども家庭センター（女性相談支援センター）が、本人同意の下、一時保護を決定し、保護します。

○ 一時保護先としては、西部こども家庭センター（女性相談支援センター）が運営する一時保護所のほか、社会福祉施設７か所及び民間シェルター３か所に委託しており、支援対象者の住所地や同伴児の状況等を踏まえ、入所先を決定しています。

○ 一時保護の理由としては、ＤＶも含めた暴力を要因とするものが約９割を占めていることから、加害者の追及を回避する必要性から、一時保護所及び委託先に関わらず、一律に制約の多い生活環境（通信機器等の利用や外出を制限）となっており、制約を望まない支援対象者が保護に同意しなかったり、早期退所するケースが生じています。

○ 今後は、相談内容や保護理由の多様化により、保護施設の秘匿や外出制限等を要しない支援対象者を一時保護するケースも想定されるため、個別の状況に応じた一時保護先の確保が必要となっています。

○ こども家庭センターでは、市町や民間団体から支援を引き継いだ支援対象者の支援方針について、秘匿性を重視するあまり、その判断の理由や経緯を、初期段階の支援をした市町や民間団体等に共有しておらず、その後の支援に支障が生じる事例が生じています。（再掲）

○ 一時保護対象者の同伴児童については、基本的には母子分離せず、親子で一時保護をしています。一時保護中は通学が制限されるため、スタッフが学習指導を行う等の対応をしています。

○ 一時保護したケースについては、西部こども家庭センター（女性相談支援センター）が中心となり、原則、自立に向けた個別支援計画を策定し、保護解除後の行先を所管する市町と共有を図っていますが、市町に専門の部署がなく、在宅支援のノウハウの蓄積もないことから、その後の自立支援に十分に活用されていません。

## 取組の方向

- 支援対象者のニーズや状況に合わせて、ＤＶ被害者については、加害者に居場所を知られることなく確実に安全が守られる生活環境を、秘匿の必要がない支援対象者については、社会とのつながりを維持でき、過度な制約がない生活環境を提供できるよう、一時保護委託先の分別を行います。
- ＤＶ被害者等秘匿性が高いケースでも、状況に応じて、通信機器の利用や外出等、保護中の生活環境の制約を少しでも緩和できるよう、通信端末の貸与や送迎による外出等について、検討します。
- 一時保護中に、こども家庭センターの女性相談支援員や、保護解除後の行き先を所管する市町や関係機関、それまで信頼がおける支援者がいた場合は当該支援者も参加した上で、支援対象者本人の希望・意思を尊重して、自立に向けた支援方針の検討及び決定を行い、個別支援計画を策定します。なお、この関係機関の連携による検討については、できる限り、構成員の守秘義務が法令で明記されている支援調整会議を活用することとします。

## 成果指標

| 成　果　指　標 | 現状（Ｒ５） | 目標（Ｒ７） |
|---|---|---|
| 通信機器の使用や通学・通勤等外出の制約が緩和された一時保護委託先の数 | ０施設 | ３施設 |

## （２）心理的ケアの実施

### 現状と課題

○　西部こども家庭センター（女性相談支援センター）では、ＤＶ等暴力により一時保護された支援対象者及び同伴児童に対し、外部委託による心理カウンセリングを実施していますが、限られた一時保護の期間の中で、支援対象者への心理的ケア利用の動機づけが不十分であったり、委託先との日程調整に時間を要し、適時に実施できないこともあり、積極的な活用がされていません。

○　一時保護期間中の支援対象者や同伴児童に対する女性相談支援員からの心理的ケアの必要性の説明方法や、一時保護解除後の自立に向けた支援計画への活用が十分とはいえません。

○　支援対象者の体調や心身のダメージに配慮し、一時保護中も必要に応じて医療機関受診ができるよう、受診の調整や同行支援を実施しています。

### 取組の方向

- 西部こども家庭センター（女性相談支援センター）の全ての女性相談支援員が、支援対象者に対する面談の中で、心理カウンセリングの必要性を説明できるよう、女性相談支援員に対し、心理的ケアの理解を深めるための研修を実施するとともに、説明しやすい資材を作成します。
- 保護中に、支援対象者の面談に心理士が同席するなどし、支援対象者の現在の状態の評価をもとに、今後望ましい心理的ケアの内容（カウンセリング、通院、リラクゼーションの方法等）を助言するとともに、その後の自立支援に活用できるよう個別支援計画に記載します。

### 成果指標

| 成　果　指　標 | 現状（Ｒ５） | 目標（Ｒ７） |
|---|---|---|
| 一時保護された支援対象者のうち、心理士の面談を受けた割合 | 14.3％ | 50％ |

# 施策の柱　３　自立支援の推進

≪目指す姿≫

● 困難な状況にある女性が、活用できる支援策について情報提供を受け、自分の希望や意思を尊重されながら、女性相談支援センターや市町において、支援調整会議の場を活用し、自立に向けた支援方針の検討が行われています。

● 本人が地域生活に移行した後も、支援方針を基に、市町の女性相談支援員や関係機関の支援者等が自立を支援し、新たな困り事や問題の発生があった場合も早期に発見できています。

## （１）関係機関との連携による継続的な支援・見守り

### 現状と課題

○　一時保護解除後、帰宅や帰郷など、在宅での生活に移行する支援対象者は４割強程度です。

○　一時保護したケースについては、西部こども家庭センター（女性相談支援センター）が中心となって、原則、自立に向けた個別支援計画を策定し、保護解除後の行先を所管する市町と共有を図っていますが、市町に専門の部署がなく、在宅支援のノウハウの蓄積もないことから、その後の自立支援に十分に活用されていません。（再掲）

○　一時保護中の支援対象者の個別支援計画の策定にあたって、西部こども家庭センター（女性相談支援センター）、市町、関係機関等が、自立に向けた支援方針の検討及び決定を行う仕組みは整っていません。

○　市町は、支援対象者にとって最も身近な相談先であり、支援対象者の支援策となる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であることから、庁内関係部署が相互に連携の上、包括的に支援を提供できる体制づくりに努める必要があります。（再掲）

○　西部こども家庭センター（女性相談支援センター）で実施している心理カウンセリングについては、一時保護中のみの実施体制となっており、在宅での生活へ移行後は利用できないため、必要に応じて、他の相談機関や医療機関による支援につなげる必要があります。

○　ＤＶ被害者の場合は、公営住宅については、県営住宅及び 15 市町の市町営住宅において、優先入居による優遇措置が設けられています。

○　西部こども家庭センター（女性相談支援センター）が運営する一時保護所や女性自立支援施設、母子生活支援施設等に入所歴のある場合は、賃貸住宅や就職・入学時に保証人を確保する制度を利用することができます。

## 取組の方向

- 一時保護解除後の支援が途切れないよう、原則、一時保護中に、支援対象者の自立に関係する機関等を構成員として支援調整会議を開催し、支援対象者本人の意向を確認しながら、解除後の支援内容、支援者の役割分担、支援者側から行うことができるアプローチ（電話連絡、定期的な面談等）等を検討し、個別支援計画を作成します。個別支援計画に基づき、帰宅後も、状況確認や必要な支援を行います。
- 個別支援計画の策定にあたっては、経済的な基盤の安定につながる生活保護や生活困窮者自立支援制度、ひとり親家庭を対象とした手当や貸付制度、ひとり親家庭サポートセンターによる養育費相談や就業支援、ハローワークやひろしましごと館※、広島地域若者サポートステーション※等による就職支援等、活用できる福祉的サービスについて支援対象者本人に情報提供し、本人の希望に基づき、自立に必要な制度をコーディネートします。
- 一時保護中の心理カウンセリングによって得られた見立て（個別支援計画に記載）を、支援に関わる関係機関で共有し、市町等の精神保健分野の相談機関や医療機関等と連携し、支援対象者の心身の安定を図るための体制を整えます。
- 学校においては、支援対象者の子供に対する心のケアの実施について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどの支援を行います。
- 居所の確保を必要としている支援対象者が、公営住宅の優先入居や広島県あんしん賃貸支援事業※等を活用できるよう、情報を提供します。

## 成果指標

| 成　果　指　標 | 現状（Ｒ５） | 目標（Ｒ７） |
|---|---|---|
| 一時保護解除後に在宅での生活を送っている人のうち，支援計画に基づき継続的な支援を受けている人の割合 | ０％ | 35％ |

## （２）施設やそのノウハウを活用した自立支援

### 現状と課題

- ○　一時保護解除後、女性自立支援施設や母子生活支援施設等へ入所する支援対象者は２割強程度です。これらの施設に入所した場合は、入所後の支援、市町等関係機関への同行・つなぎ、退所後のアフターフォロー等は、基本的に施設が実施しています。
- ○　女性自立支援施設は、現在心理療法担当職員の配置がなく、施設において心理的ケアを提供する体制がありません。
- ○　母子生活支援施設は、市町が入所決定をしますが、市町によって社会資源等が違い、入所方針が異なっている状況があります。また、心理療法担当職員が配置されている多くの施設では、親子カウンセリング等の心理的ケアを受けることが可能です。
- ○　自立に向けては、経済的な基盤の整備や心身の安定等が必要ですが、施設への入所をせず、在宅で生活する支援対象者については、市町や施設からのサポートが充分に行われていない状況です。

### 取組の方向

- ➢　女性自立支援施設や母子生活支援施設については、心理療法担当職員の加算の活用など、機能強化を支援します。
- ➢　全ての市町が、母子生活支援施設を活用した支援の実例やその効果を把握することによって、必要に応じて速やかに入所決定できるよう、入所による好事例や他市町の入所の判断基準の共有等に取り組みます。
- ➢　女性自立支援施設や母子生活支援施設が、様々な支援対象者への支援の中で培ってきた知見やノウハウを、在宅で生活する支援対象者への自立支援に活用できるよう、必要に応じ支援調整会議へ参加を求めます。
- ➢　施設による通所型支援（居場所確保等）や、訪問型支援（心理的ケアの実施等）の実施について検討します。

### 成果指標

| 成　果　指　標 | 現状（Ｒ５） | 目標（Ｒ７） |
|---|---|---|
| 一時保護解除後に在宅での生活を送っている人のうち，支援計画に基づき継続的な支援を受けている人の割合（再掲） | ０％ | 35％ |

# 施策の柱　４　関係機関の連携による包括的な支援体制の整備

≪目指す姿≫

●　困難な状況にある女性の支援に関わる多岐にわたる関係機関が、支援調整会議の設置によってネットワークを構築し、支援対象者が最初にたどり着いた窓口がどこであっても、関係する機関が対等の立場で、支援対象者本人の希望・意思を尊重した最適な支援に向けて協議を行いながら、役割分担をして、包括的・継続的な支援にあたっています。

## 現状と課題

○　女性相談では、ＤＶ、児童虐待、精神疾患、貧困等複合的な課題を抱えた支援対象者が多く、多岐にわたる分野での連携が必要不可欠となります。

○　しかし、こども家庭センターではＤＶ等暴力に関する相談や対応が中心となっていることから、支援対象者に関する情報を秘匿することを重視し、市町や他の支援機関との情報共有や連携が十分にできていません。

○　ＤＶ被害者については、県においては、こども家庭センターの圏域ごとに、配偶者暴力相談支援センター、市町、警察、学校、女性自立支援施設、母子生活支援施設、シェルター等民間の支援団体等関係機関で構成される関係機関連絡会議があります。

　また、市町においては、要保護児童対策地域協議会と統合・連携したＤＶ防止ネットワーク会議が 22 市町において設置されています。

　しかし、いずれにおいても、関係法令上、守秘義務の規定がなかったこともあり、定例の情報交換のみにとどまる運用となっています。

○　一方、困難女性支援法においては、支援調整会議の設置や関係機関の情報開示、構成員の守秘義務が明確に規定されたため、今後は、支援対象者に関係する全ての支援者が連携・協働して、情報の秘匿性を担保しつつ、支援対象者本人の希望・意思を尊重した、包括的・継続的な支援を提供することが可能となりました。

○　また、ＤＶ防止法の改正により、ＤＶ被害者についても、守秘義務を課せられた法定協議会の設置が規定されたため、困難女性支援法に規定する支援調整会議の設置にあたっては、ＤＶ防止法に基づく法定協議会との関係性を整理し、効果的、効率的な設置、運用の在り方について、国の方針も参考にしながら、検討する必要があります。

## 取組の方向

➢　困難な状況にある女性との接点がある様々な機関等に対し、こども家庭センターの機能や支援内容の周知を図るとともに、必要に応じて、迅速な情報共有が行えるよう、平時から、研修や定期的な協議の場を持つ等、お互いに顔のみえる関係づくりを進めます。（再掲）

➢　市町の既存のＤＶ防止ネットワーク等を活用して、まずは、個別ケースについて支援方針等を検討する支援調整会議の設置を進めます。

➢　支援方針の検討にあたっては、支援対象者本人の希望・意思を尊重しながら、事案の軽重に応じた関係機関の役割分担を行います。

- 一時保護をしたケースについては、原則、一時保護中に、支援対象者の自立に関係する機関等を構成員として、西部こども家庭センター（女性相談支援センター）が支援調整会議を提案し、支援対象者本人の意向を確認しながら、解除後の支援内容、支援者の役割分担、支援者側から行うことができるアプローチ（電話連絡、定期的な面談等）等を検討し、個別支援計画を作成します。
- 女性自立支援施設に入所したケースについては、退所後の行き先となる市町が主体となって、西部こども家庭センター（女性相談支援センター）、女性自立支援施設及び支援対象者の自立に関係する機関等を構成員とした支援調整会議を開催し、退所を見据えた個別支援計画を策定します。
- 在宅での生活に移行した後は、個別支援計画に基づき、状況確認や必要な支援を行います。
- また、一時保護の有無にかかわらず在宅で生活しているケースについても、市町が中心となり、支援対象者に関わる関係機関等が、支援対象者の希望・意思を尊重しながら、支援内容や支援者の役割分担等を検討できるよう、支援調整会議の機能の拡充を図ります。

**成果指標**

| 成　果　指　標 | 現状（Ｒ５） | 目標（Ｒ７） |
|---|---|---|
| 支援調整会議が設置され、支援対象者が包括的で継続的な支援を受けられる体制が整備された市町数 | ０市町 | ９市町 |

# 資料編

## 1　用語解説

| あ | |
|---|---|
| アウトリーチ | 潜在的な支援対象者に対し、社会福祉の実施機関が手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な取組。 |
| アセスメント | 支援対象者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続き。事前評価、初期評価ともいう。 |
| **い** | |
| 一時保護 | 緊急に保護すること等が必要と認められる場合に行い、衣食その他日常生活に必要なものを給付するとともに必要な指導等を行うこと。 |
| **え** | |
| エソール広島 | 広島県女性総合センターの愛称。広島県の男女共同参画を推進するための拠点施設として、「情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援」の５部門を柱とする事業を実施している。 |
| ＬＧＢＴ | 「レズビアン（同性を好きになる女性)」、「ゲイ（同性を好きになる男性)」、「バイセクシュアル（両性を好きになる人)」、「トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人)」の頭文字をとって組み合わせた言葉で、上記４つのあり方に限らない性的マイノリティの総称としても用いられる。性の多様性を尊重する意味もあり、ＬＧＢＴＱ、ＬＧＢＴＱ＋など、表現は多様化している。 |
| **お** | |
| ＯＪＴ | 「オン・ザ・ジョブ・トレーニング」の略。現任訓練とも呼ばれる。職場で実務をさせることで行う従業員の職業教育のこと。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し具体的な仕事を与えて、その仕事を通して、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成する活動。 |
| **き** | |
| キュアタイム | 性暴力の悩みを年齢・性別・セクシュアリティなどの条件で匿名で相談できるウェブサイト。内閣府が運営している。 |
| **け** | |
| 県政世論調査 | 県政に関する様々な課題について県民の意見・要望を把握し、県行政の推進に資する基礎資料とするために、県が３年に一度実施している調査。 |

| | |
|---|---|
| **さ** | |
| サイバーパトロール | インターネット上の違法情報等を発見する活動。 |
| **し** | |
| 社会福祉施設 | 老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的とした施設。 |
| 守秘義務 | 正当な理由がなく、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務のこと。 |
| 人身取引 | 搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受すること。 |
| **す** | |
| ストーカー | 特定の者に対する好意の感情又はその好意がかなわなかったことに対する怨恨の感情により、特定の者又はその配偶者や親族、親しい者等に対し、つきまとい、待ち伏せ、面会や復縁の要求、著しく粗野又は乱暴な言動、電話や文書、電子メール等の送信、又は位置情報無承諾取得（GPS 機器の取付け）等を繰り返し行うこと。 |
| **せ** | |
| 生活困窮者自立支援 | 働くことが難しい、住まいが不安定であるなど、生活全般にわたる様々な困りごとに対して、他の機関と連携して解決に向けた支援を行うこと。 |
| 生活保護 | 生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度。 |
| **て** | |
| ＤＶ相談＋（プラス） | 令和２（2020）年４月から内閣府が実施しているＤＶ相談事業。24 時間の電話相談のほか、メールや SNS による相談も可能。 |

| は | |
| --- | --- |
| 配偶者暴力相談支援センター | 配偶者等からの暴力についての相談や自立のための支援を行う機関。 |
| 売春防止法 | 売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする法律。昭和 31（1970）年に成立して以降、女性相談の根拠法令となっていたが、困難女性支援法の制定に伴い、一部を除いて廃止となった。 |
| ハラスメント | 広義には「人権侵害」を意味し、性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性、あるいは広く人格に関する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけることをいう。セクシャル・ハラスメント（セクハラ）や　パワー・ハラスメント（パワハラ）、モラル・ハラスメント（モラハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）など、さまざまな種類がある。 |
| **ひ** | |
| ひとり親家庭サポートセンター | ひとり親家庭等の仕事や暮らしの相談にきめ細かく対応しながら、自立を支援する機関。職業紹介所として厚生労働大臣の認可をうけている。（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会が、県の委託を受け運営している。 |
| 広島県あんしん賃貸支援事業 | 住宅確保要配慮者*が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者の紹介や、居住の支援を行うことで、入居のサポートをする事業。<br>＊低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、ＤＶ被害者など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方々。 |
| ひろしましごと館 | 全世代に対して、ハローワーク等と連携して一体的・総合的な就業支援を行う施設。 |
| 広島地域若者サポートステーション | 働くことに悩みを抱えている 15～49 歳までの人を対象に、就労に向けた支援を行う機関。厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがある民間団体などが運営しており、全ての都道府県に設置されている。 |

| | |
|---|---|
| **ふ** | |
| 福祉犯 | 少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪（少年を被害者とする児童福祉法、児童買春・児童ポルノ法、労働基準法、職業安定法及び青少年健全育成条例等）をいう。 |
| 婦人相談員 | 困難な問題を抱える女性の相談に応じ、必要な指導を行う者。令和６（2024）年度から「女性相談支援員」と改称された。 |
| 婦人相談所 | 女性の抱える様々な問題に関する相談や一時保護等を行っている機関。令和６（2024）年度から「女性相談支援センター」と改称された。 |
| 婦人保護施設 | ＤＶ被害や生活の困窮などの問題を抱えている女性と同伴児等の保護、自立のための支援を行う施設。令和６（2024）年度から「女性自立支援施設」と改称された。 |
| **ほ** | |
| 法テラス（日本司法支援センター） | 国によって設立された、法的トラブル解決のための総合案内所。トラブルの内容に応じて、法制度や相談窓口を無料で案内している。 |
| 保護命令 | 配偶者からの更なる身体的暴力によって、生命・身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき、地方裁判所が被害者からの申立てに基づいて審理し、配偶者に対して、接近禁止命令、電話・電子メール等の禁止命令、退去命令などの命令を発することができる制度。ＤＶ防止法を根拠法としており、令和６（2024）年４月１日の改正法施行により、重篤な精神的被害も対象に含まれる等、対象や命令期間等が拡大された。 |
| 母子生活支援施設 | 児童を養育している母子家庭、または何らかの理由で離婚の届出ができないなど母子家庭に準ずる家庭の女性を子供とともに保護し、自立の促進のために生活を支援し、退所後も相談・援助を行うことを目的とする施設。 |
| 母子・父子自立支援員 | 母子家庭及び父子家庭、並びに寡婦といったひとり親家庭等を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う者。 |
| **よ** | |
| 要保護児童対策地域協議会 | 市町等の地方公共団体が設置して，虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童等について、関係機関が円滑に連携・協力し、情報交換や支援を行うための協議会。平成 16（2004）年児童福祉法改正で、法的に位置づけられた。 |

## ２　広島県困難な状況にある女性の支援計画策定検討会委員名簿

| 区分 | 氏　名 | 所属・職 |
|---|---|---|
| 学識関係者 | 北仲　千里 | 広島大学ハラスメント相談室准教授 |
| 関係者代表 | 寺本　佳代 | 広島弁護士会弁護士 |
| | 森川　身江子 | 婦人保護施設シャロン・ハウス施設長 |
| | 村上　幸治 | 広島県母子生活支援施設協議会会長<br>（エスポワール施設長） |
| | 大畑　史也 | 公益財団法人広島県男女共同参画財団<br>常務理事（兼）事務局長 |
| 行政関係者 | 倉橋　成之 | 広島市市民局人権啓発部男女共同参画課長 |
| | 梶田　真由美 | 廿日市市健康福祉部子育て応援室長 |
| | 岡田　和子 | 広島県西部こども家庭センター所長 |
| | 前原　一教 | 広島県東部こども家庭センター所長 |
| | 中村　真由美 | 広島県北部こども家庭センター所長 |

（敬称略）

# ３　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

発令：令和４年５月19日法律第52号

目次
第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章　女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条）
附則

## 第一章　総則

**（目的）**

**第一条**　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

**（定義）**

**第二条**　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

**（基本理念）**

**第三条**　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

**（国及び地方公共団体の責務）**

**第四条**　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

**（関連施策の活用）**

**第五条**　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

**（緊密な連携）**

**第六条**　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章　基本方針及び都道府県基本計画等

**（基本方針）**

**第七条**　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
３　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
４　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**（都道府県基本計画等）**

**第八条**　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

**第三章　女性相談支援センターによる支援等**

**（女性相談支援センター）**

**第九条**　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
２　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
３　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
一　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
三　困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
四　困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
４　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
５　女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
６　女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
７　第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
８　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
９　第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
１０　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
１１　前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

**（女性相談支援センターの所長による報告等）**

**第十条**　女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これら

の者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

**第十一条**　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

２　市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

３　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

**第十二条**　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

２　都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

３　女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

**第十三条**　都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

２　市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

**第十四条**　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

**第十五条**　地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

２　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

３　支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

４　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

５　次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者

二　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三　前二号に掲げる者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

６　前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

**第四章　雑則**

（教育及び啓発）

**第十六条**　国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養（かんよう）に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

**第十七条**　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条　都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一　女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五　都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六　第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

２　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

３　市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

２　都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二　市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

３　国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章　罰則

第二十三条　第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

二　附則第三十四条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三　略

四　附則第三十六条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

２　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）
第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。
２　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。
（婦人補導院法の廃止）
第十条　婦人補導院法は、廃止する。
（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）
第十一条　旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。
（政令への委任）
第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附　則　（令和四年六月一五日法律第六六号）　抄**

（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第七条、第八条及び第十七条の規定　公布の日
（罰則に関する経過措置）
第十六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第十七条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄**

（施行期日）
１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第五百九条の規定　公布の日